

用語説明

① 総合ボランティアセンター

福祉のまちづくりの推進に向けて、ボランティアに関する情報や学習・体験の場を提供するとともに、関係機関・団体と連携・協働しながら、各種事業を実施・支援していくセンター（機能）であるといえます。

② 権利擁護体制

福祉サービス利用者の権利や人権を守っていくため、福祉サービス利用支援及び虐待や悪質商法による権利侵害の早期発見・防止など、行政をはじめ、法曹関係者や社会福祉関係者との連携・協働による総合的な相談・支援体制のことをいいます。

③ 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方が、財産管理や福祉サービスに関する契約を結ぶ際、不利益を被らないように家庭裁判所へ申し立てを行い、援助してくれる人（補助人・保佐人・後見人）を付けてもらう制度をいいます。

22

④ 地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」とは、支援を必要とする人の生活課題の早期発見・早期対応に向けて行われる見守り・ふれあい活動などのニーズキャッチの取り組みと、その課題解決に向けて行われる各種公的サービスとの相互連携・連絡調整の仕組みであり、支援を必要とする人のいきいきとした暮らしをトータルに支えるために必要な地域全体の包括ケアのシステムといえます。

⑤ 小地域ケア会議

小地域ケア会議とは、概ね小学校区や旧村エリアを単位とし、住民福祉関係者（民生委員・児童委員、福祉委員、地区社協役員等）や行政担当者、圏域内の各種サービス従事者が同席し、福祉のまちづくりに向けて協議を行う実践会議のことをいいます。

⑥ アクションプラン21

全国社会福祉施設経営者協議会における「中期行動計画（平成18年度から平成22年度までの行動理念や目標、その実行のための事業展開の方向性を明らかにするもの。）」と会員法人に求められる取り組みを規定した「社会福祉行動規範」のことをいいます。

⑦ 経営改善支援事業

経営改善プログラムとは、希望する法人自らが、法人の現状分析を行うとともに、チェックリストを活用して改善しなければならない点を明確化した上で、専門アドバイザーとともに改善に向けた方策を作り上げるもので、法人による経営改善に向けた自発的な取り組みを支援するものです。

⑧ 一般財源

一般財源とは、会費、寄付金、事業収入（参加費・広告料）、利息、収益事業からのみなし寄付のことをいいます。

参考資料

■ 第3次岡山県社協活動強化計画 評価委員会 答申書

■ 第3次岡山県社協活動強化計画 内部評価報告書（一部抜粋）

- 総括評価
- 基本方針の評価
- 評価総括表
- 事業実施率

第3次岡山県社協活動強化計画 評価委員会答申書

平成19年1月10日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
会長 定金聰様

第3次岡山県社会福祉協議会
活動強化計画評価委員会
委員長 財前民男
委員 藤井・悟
委員 妻井令三

第3次岡山県社協活動強化計画に関する評価について（答申書）

平成18年4月1日に諮問のありました標記のことについて、当委員会として数回にわたり鋭意かつ慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり「第3次岡山県社協活動強化計画の評価結果」をとりまとめましたので、答申をいたします。

貴職におかれましては、本答申に基づいて所与の取り組みを進められますよう切望いたします。

記

1. トップマネジメント機能の強化

経営環境が激変する中で、岡山県社会福祉協議会の役員自らが経営理念を明らかにするとともに、積極的にリーダーシップを発揮し、役職員一体となって業務遂行できる環境づくりを進める必要があると考える。

そして、これらを推進するうえで、中間管理職やチームリーダーがその役割と責任を果たし、事務局職員の育成や経営管理業務を適切に執行できる仕組みづくりが必要と考える。

また、着実な事業実施を可能とするため、自主財源の増強や助成金の活用など財政基盤の充実強化に向けた取り組みが重要となる。

さらに、県行政との関係においても、県域の課題解決に向けて、役職員が一体となり新規事業の創設について提案する積極的な姿勢を打ち出すとともに、受託事業についても、明確な方向性や基準を定め、受諾の可否を含めて慎重な協議を行う必要があると考える。

2. 活動目標の重点化

職員によるプロジェクトチームを設置し、関係様式の作成など環境整備を行う中で、PDCAサイクルによる計画の進行管理・評価の仕組みづくりが定着化しつつあることは大いに評価することができる。

また、岡山県社協として取り組むべき活動について焦点化し、5つの基本方針として整理したことは評価することができる。

一方、3年間における重点的な取り組みとして、17の重点目標を掲げて事業推進がはかられたところであるが、未実施や事業消化に終わった取り組みが一部で見受けられる。

次期計画においては、活動の実行性を高めるとともに、十分な成果や効果が得られるよう、目標のさらなる重点化が必要であると考える。

3. 評価基準の明確化

担当部所・担当者による内部評価については、目標管理を導入して数量指標で総括されているが、評価基準が明らかではないものもあり、成果主義に陥ることなく評価の客観性を担保しながら、実践した結果を今後の事業に反映していく仕組みづくりが望まれる。

このことは前計画の課題の積み残しへの対応も含め、次期計画においては、到達目標をより一層明確にすることが必要であると考える。

また、「整備及び数値目標」に対する成果（達成率）が低い取り組みについては、より厳密な分析を行い、原因追求や改善策の検討が必要である。

4. 評価の客観性の向上

評価委員会を設置し、外部評価を実施しようとする意欲や方向性は前向きな姿勢として評価することができる。

しかしながら、多様な分野からの意見を聴取するとともに、より評価の客観性を確保するためにも、次期計画の評価においては、委員会の構成や人数について改善・工夫が必要であると考える。

5. 事業の効果・効率性と職員育成の確立

岡山県社協の組織理念に照らしあわせ、個々の事業が部門ごとの推進で終わるのではなく、関連する部門・事業と有機的に連動し、効果・効率的事業が展開できる環境づくりをはかられたい。

その中で、職員育成と資質向上を強く期待する。

第3次岡山県社協活動強化計画 内部評価報告書（一部抜粋）

◆ 総括評価

(1) 評価として

第3次岡山県社協活動強化計画（通称：おかやまほっとプラン）の策定の目的は、大きく分けて次の3つの課題を解決することであった。

- ① 事業の効果・効率化をはかるため、スクラップ＆ビルト方式を導入すること
- ② 第2次計画の課題を解決するため、活動評価の視点を入れた計画を策定すること
- ③ 市町村合併の進む中で、今後の地域福祉推進の方向性を明らかにすること

第一の目的に対しては、全ての事業に対して「事業企画書」を策定し、事業の目的や目標を明確にすることにより評価の環境づくりに努めた。

また、進行管理・評価システムを確立するため、年次計画との整合性をはかりながら単年度計画や年次スケジュールを作成し、それに基づく事業の実施体制の確立を目指した。

さらに、事業評価においては、中間評価や年度末評価等の確立に努めるとともに、計画の最終年には評価の客観性を高めるために外部評価を行い、次期計画策定に向けた事業の見直し・改善への仕組みづくりを行った。

第二の目的に対しては、本会の活動目標を明確にすることでそれを具体的に推進できるよう、基本方針や重点目標に対して、推進目標及び整備目標を掲げるとともに、整備目標については具体的目標値を設定して事業の実施と評価に努めた。

さらに、事業企画書や年間スケジュール表の作成を通して職員の事業実施への意識づけを行い、職員研修の一環としても効果をあげた。

第三の目的に対しては、市町村社協活動の方向性を明確にするために「市町村社協活動指針」を作成し、市町村社協の合併協議の資料として活用するなど啓発を行いながら、小地域福祉活動の基盤強化などに努めた。

計画を推進した結果、目的を常に意識した事業企画から評価までの一連のサイクルによる展開の中で、マニュアルや手引書が20以上作成されるなど、事業の効果・効率化がはかられた。

(2) 課題として

この3年間の取り組みから見えてきた課題としては、管理職のみによる職員育成には現状として限界があること、チーム制を導入しながらその特徴を生かしきれていないこと、管理職や職員に計画推進における目標への理解・意識に格差が生じていることなどが挙げられる。また、事業の総合的展開をより一層はかるためにも、事務局内の協働意識を高めていくことが必要となる。

(3) 課題の解決へ向けて

次期計画においては、これらの課題を解決し、事業の効果・効率性を高めるため、職員の目標達成への意識の向上や管理職の指導性の向上、次世代のリーダー育成などを行いながら、目標管理システムの確立を目指すこととする。

◆ 基本方針の評価

(1) 基本方針1「福祉のまちづくりに向けた多様な県民参画の促進」

基本方針の目標達成のために、3つの重点目標を掲げて取り組んできたが、いづれも当初の目標を大幅に下回る結果となった。

この要因としては、具体的目標を掲げながらも、それを推進する方策が具体性を欠いていたことや、個々の事業が単一的に捉えられ、市町村社協へのアプローチの仕方などが多面的ではなかったことなどが考えられる。

これらの課題を解決するためには、職員個々が業務の相互理解に努め、本会が目指す基本理念達成への共通理解を今まで以上に進めていく必要がある。

また、全県下への周知徹底をはかるための方策について、役職員一体となって検討を行い、県域での活動スタイルの確立を早急にはかることが望まれる。

(2) 基本方針2「利用者本位の福祉制度の確立に向けた福祉サービス利用者のエンパワメントを活かせる環境づくりの推進」

福祉サービス利用者保護・支援への取り組みの強化を目標に掲げ、地域福祉権利擁護事業や認知症高齢者グループホームの第三者評価事業等に積極的に取り組んできた。

地域福祉権利擁護事業については、契約件数が終了ケースを含めると570件を数え、実利用件数も389件と大幅に増加したが、事業費に関しては年々減少傾向にある中で、これ以上の契約件数の増加は適正な運営・管理を確保する上で、大きな問題となっている。

また、利用者の生活課題への早期対応として、新会館における相談から解決へという総合相談機能の充実を掲げながら、相談事業の強化は弁護士や福祉関係者を中心とした「高齢者・障がい者何でも相談会」の企画・実施への積極的参加と協力にとどまった。

その他、第三者評価事業の実施については、介護保険法の一部改正によって介護サービス情報の公表事業への取り組みを余儀なくされ、認知症高齢者グループホームへの第三者評価事業も2年間で終了することとなった。こうした中で、福祉サービスの選択を可能とする取り組みについては、外部環境との整合性をはかりながら、計画の修正を行う必要が生じてきている。

(3) 基本方針3「福祉サービスの質を高めるための社会福祉事業経営に関する指導及び助言・支援体制の強化」

前計画の基本方針を引き継ぎ、重点目標も3つに絞り事業推進をはかってきたが、未実施の取り組みが多く、計画の立て方と推進体制の課題が浮き彫りとなった。

その原因としては、実施主体である市町村社協や社会福祉施設等のサービス提供者としての主体的な取り組みや意識を向上できなかったことが考えられる。また、市町村合併や様々な制度・施策の転換期に直面した時期にあたり、その対応に追われて事業展開がはかれなかつたことも一因である。

しかしながら、外部環境に大きく左右される中にあって、社会福祉事業経営の環境整備に向けて諸事業の実施に努めた結果、平成16年度から平成18年度の3カ年を通じて、平均80%と高い事業実施率が確保できたことは一定の成果が得られたものと考える。

なお、事業実施率が3カ年を通して30%未満であった推進項目については、その原因や課題分析を十分に行い、次期計画にどのように反映し、対応していくか整理する必要がある。

(4) 基本方針4「福祉を支える人材の確保と資質向上」

社会福祉法では、サービスの質の向上に対する事業者の責務が明記された。福祉従事者の力量とサービスの質は直結しており、研修を中心とした人材養成が福祉現場の重要な課題となっている。研修効果を高めるためには、職場内研修(OJT)・外部研修(OFFJT)・自己学習支援(SDS)を効率よく組み合わせることが大切となる。

本会では、以上の認識のもと、階層別に求められる資質を整理したうえでの研修体系を目指し、生涯研修の体系化をはかった。

また、質の高いサービスを提供できる人材の養成・育成と安定した人材確保にあては、魅力ある職場が受け皿として用意されることが第一義的に求められる。現状として、人手不足と離職率の高さを課題として抱える福祉現場であるが、今後、社会経済状況を見据え、中長期的な人材確保の基本的な課題を踏まえ「量的確保」と「質の向上」を両立させる計画的・体系的な施策を講ずることが課題とされる。

「人材の掘り起こしと確保」「働き続けてもらう(離職防止・再就職支援)」「質を高める」ことを基本的考え方とした、岡山県社協の経営指導事業・福利厚生事業の充実、施設種別協議会・職能団体・外部関係機関との連携強化による一体的な取り組みが求められる。

(5) 基本方針5「地域福祉推進のための基盤・体制整備」

平成17年9月に完成した「岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館」を拠点とし、地域福祉を総合的に推進するため、部所の統廃合やチーム制の導入、相談・情報提供機能の強化をはかるなど事務局機構や事業執行体制の整備を行ってきた。

また、「岡山県社会福祉協議会財政問題検討会報告」に基づき、安定した経営基盤の確立に向け、会員拡大や自主事業の企画実施をはじめとし、積極的に自主財源の増強をはかってきた。

さらに、組織の目標を達成するため、職員の資質向上のための取り組みや事業の進行管理・評価システムの導入などの環境づくりを進めてきたところである。

この3年間での目標についてはほぼ達成できたところであるが、今後は、この計画の実施に伴い発生した課題、また新しく取り組むべき課題について、「法人運営・経営組織」「財務基盤・管理体制」「人事・労務管理体制」の3つの視点を関連づけて基盤・体制整備をはかっていくこととする。

1 基本方針

福祉のまちづくりに向けた多様な県民参画の促進

重点目標1. 地域住民の身近な生活圏での「県民参画」の促進

推進項目① 小地域福祉活動の推進基盤の確保

【整備目標】 地区社協整備に向けた活動推進	【数値目標】 全市町村社協
【整備目標】 福祉委員制度への取り組みの推進	【数値目標】 全市町村社協
【整備目標】 合併後の社協支所機能の確保（地域福祉推進部門の設置）	【数値目標】 全支所

推進項目② 小地域単位での住民福祉活動の促進

【整備目標】 子育てサロン活動の推進	【数値目標】 県内 120 力所
【整備目標】 ご近所福祉ネットづくり運動の提唱	【数値目標】 県内 250 ネット

重点目標2. ボランティア・NPO 法人や社会福祉法人の福祉のまちづくりに向けた「県民参画」の促進

推進項目① 市町村社協における総合的ボランティアセンター（プラットフォーム構想）の促進

【整備目標】 総合的ボランティアセンターへの名称変更	【数値目標】 県内社協の 50%
-------------------------------	---------------------

推進項目② 社会福祉法人の地域貢献活動の推進へ向けた取り組みの協働開発

【整備目標】 社会福祉法人・施設との連携による地域貢献活動の推進	【数値目標】 1 法人・1 施設 1 実践
-------------------------------------	--------------------------

重点目標3. 計画づくりへの支援を通じた多様な「県民参画」の促進

推進項目① ボランティア・NPO 法人や社会福祉法人との協働による地域福祉活動計画の策定推進

【整備目標】 市町村社協の地域福祉活動計画の策定推進	【数値目標】 県内社協の 50%
【整備目標】 小地域単位での地域福祉活動計画の策定推進	【数値目標】 1 社協モデル指定

推進項目② 県との協働による市町村地域福祉計画の策定に向けた支援

【整備目標】 市町村地域福祉計画の策定協力・支援	【数値目標】 行政・社協の協働策定モデル 1 力所
-----------------------------	------------------------------

推進項目③ 地域福祉活動計画・地域福祉計画策定に向けた支援体制づくり

【整備目標】 地域福祉活動計画・地域福祉計画策定支援スーパーバイザーの養成	【数値目標】 5 名
--	---------------

重点目標4. 多様な福祉学習のノウハウ開発・提供による「県民参画」の促進

推進項目① 福祉学習活動のプログラムの開発とその普及・啓発

【整備目標】 参画型福祉学習プログラムの開発	【数値目標】 1 プログラム開発
---------------------------	---------------------

* 方向性 「拡大」：事業の必要性等が極めて高く、事業内容を拡大する取り組み

「継続」：事業の必要性が高く、計画どおりに推進する取り組み

「見直し」：事業の必要性はあるが、事業内容や進め方などを見直す取り組み

今後の推進方策	
方向性	内容
継続	地区社協設置率 100%を目指し、地域福祉部門強化充実事業を通じた個別指導や各種研修でのノウハウ・スキルアップ支援等を継続して実施する。
継続	福祉委員の設置率 100%を目指し、引き続き指導・支援を行うとともに、設置済の市町村社協に対しては、地域福祉部門強化充実事業や各種研修を通じ、福祉委員活動の質的な向上に向けた取り組みを継続して実施する。
終了	市町村社協経営研究会（仮称）における組織体制の検討のなかで、支所機能を含めた小地域福祉活動の推進基盤のあり方を整理し、各種会議・研修等を通じて指導・助言を行っていく。
縮小・統廃合	子育てサロン活動への取り組みが広まりを見せる中で、本会における直接的な事業展開は、H18 年度をもって終了し、今後は市町村社協における養成講座の開催支援など側面的支援を行っていく。
継続	所期の目標達成に向けて、普及・啓発資料の作成配布や関係者への普及・啓発セミナー等の取り組みを継続して行っていく。
継続	H18 年度実施の「市町村社協及び行政、NPO を含めた活動推進実態調査」を踏まえ、今後の総合的ボランティアセンター設置に向けた本会方針を整理し、それをもとに引き続き、目標達成に向けた指導・助言を行っていく。
継続	アクションプラン 21 を踏まえ、経営改善支援事業を通じて、個々の法人における強み・弱みを考慮した地域貢献活動を展開できる仕掛けの検討など、各法人施設の推進環境づくりの支援に取り組む。
拡大	計画策定率 50% の達成に向けて、プロジェクトチームを結成し、局内の指導体制を強化するとともに、地域福祉部門強化充実事業における事業指定期間や計画策定促進委員会の開催等を通じて、重点的に取り組んでいく。
縮小・統廃合	モデル社協の「小地域福祉活動計画」策定支援を通じて蓄積したノウハウについて、今後の地域福祉活動計画の策定に向けた指導に活かすとともに、その普及・啓発を行っていく。
縮小・統廃合	県行政の取り組み方針を踏まえ、本会としては、研修会やセミナーの開催等、普及・啓発活動にとどめていくこととする。
休止・廃止	市町村社協における地域福祉活動計画の策定促進を優先させるため、本取り組みについては、当面見合わせることとする。
継続	各地域の特性に即した住民参画による地域型福祉学習プログラムの取り組みをモデルとしてまとめ、福祉教育推進検討会における協議と併せて提示し、普及・啓発をはかっていく。

「縮小・統廃合」：事業規模を縮小又は他事業と統合する取り組み

「休止・廃止」：事業の必要性や効果・成果などが低いため、休止・廃止する取り組み

「終了」：所期の目標を達成したため、終了する取り組み

2
基本方針利用者本位の福祉制度の確立に向けた福祉サービス
利用者のエンパワメントを活かせる環境づくりの推進

重点目標 1. 福祉サービス利用者保護・支援の仕組みづくりの促進

推進項目① 地域福祉権利擁護事業の強化

【整備目標】 利用者数の拡大	【数値目標】 実利用者数 100 名増／年間
【整備目標】 社会福祉施設入所者の支援マニュアルの作成	【数値目標】 —
【整備目標】 市町村合併後における事業実施体制づくり	【数値目標】 —

推進項目② 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度との連携による利用者支援

【整備目標】 社協における法人後見の取り組みに向けた基本指針の策定	【数値目標】 —
--------------------------------------	-------------

重点目標 2. 福祉サービス利用に関する選択の仕組みづくりの促進

推進項目① 第三者評価事業の推進による福祉サービス事業者の情報公開の促進

【整備目標】 第三者評価事業普及手法の検討	【数値目標】 —
--------------------------	-------------

重点目標 3. 生活課題を抱えた地域住民の自立生活支援に関する取り組みの強化

推進項目① 社会資源の整備と開発に向けた取り組みの強化

【整備目標】 市町村社協の地域子育て支援事業の取り組み拡大	【数値目標】 県内社協の 50%
【整備目標】 子育てファミリーサポート事業への取り組み支援	【数値目標】 県内 30 事業所
【整備目標】 市町村社協などの福祉移送サービス事業の拡充	【数値目標】 県内社協の 60%
【整備目標】 精神障害者地域生活支援に向けた啓発	【数値目標】 —

32

33

方 向 性	今後の推進方策	
見 直 し	実利用者の拡大は概ね達成されたが、拡大に伴う事務取扱の見直しや実施体制の整備とともに、本事業の取り扱い対象の条件整備を進めていく。	
廃 止	施設入所者の金銭管理への関わりについては、施設側の理解と協力が得られなかった。今後は、経営協等を通じて自発的な課題認識を促し、検討上の協力をを行う。	
拡 大	協力費の配分によって市町村社協の主体性を促してきたが、次期計画では全市町村社協実施に向けて具体的に体制整備をはかる。	
継 続	成年後見制度への取組みに関する研究委員会の指針をもとに、社協における実施可能な取り組みについて検討を行う。	
休止・廃止	(H17 年度をもって外部評価事業を終了)	
終 了	所期の目標を達成したため、子育て支援ボランティア養成講座など本会における直接的な事業展開は、H18 年度をもって終了する。	
見 直 し	高齢者・障害者も含めた地域のトータルケア体制の実現を目指し、これまでの取り組みの積み上げを活かして、さらに地域における「子育て支援ケア体制のあり方」についての検討を進めていくことにする。	
縮 小・統 廃 合	この 3 年間で収集した社協及び NPO 団体のノウハウや実践事例をもとに、市町村社協等からの問い合わせに対し、地域実情に応じた個別指導や情報提供を行っていく。	
縮 小・統 廃 合	セミナーによる啓発活動は、H14 年度から 4 年間にわたり実施しており、一定の成果が得られたため終了する。なお、精神障害者支援関係機関連絡会議については、精神障害者の地域生活支援に向けて、諸課題が積み残されているため、継続して実施する。	

*方向性 「拡 大」：事業の必要性等が極めて高く、事業内容を拡大する取り組み
 「継 続」：事業の必要性が高く、計画どおりに推進する取り組み
 「見 直 し」：事業の必要性はあるが、事業内容や進め方などを見直す取り組み

「縮 小・統 廃 合」：事業規模を縮小又は他事業と統合する取り組み
 「休止・廃止」：事業の必要性や効果・成果などが低いため、休止・廃止する取り組み
 「終 了」：所期の目標を達成したため、終了する取り組み

3
基本方針

福祉サービスの質を高めるための 社会福祉事業経営に関する指導及び助言・支援体制の強化

重点目標 1. 福祉サービス利用者と提供者の対等な関係づくりの推進

推進項目① 福祉サービス事業所における苦情解決システムの確立

【整備目標】
運営適正化委員会の提言に対する岡山県社協事業強化への取り組み

【数値目標】
—

重点目標 2. 社会福祉を目的とする事業経営の透明性の確保やその管理能力向上へ向けた支援

推進項目① 新社会福祉法人会計の財務管理と情報開示の促進

【整備目標】
市町村社協の予算・決算書及び事業実績をホームページに掲載

【数値目標】
全市町村社協

推進項目② 市町村社協の合併後の組織経営管理能力の向上に向けた支援

【整備目標】
社協活動基本指針による市町村社協の経営管理能力の向上

【数値目標】
—

推進項目③ 社会福祉施設経営指導事業「福祉施設経営相談室」の充実・強化

【整備目標】
専門相談の充実

【数値目標】
—

重点目標 3. 福祉サービスの質を高めるための第三者評価事業等への取り組み

推進項目① 第三者評価事業の推進のための基盤整備

【整備目標】
事業者に対する第三者評価の理解と受審に向けての意識の醸成

【数値目標】
—

【整備目標】
本会独自の評価技法確立に向けての調査・研究

【数値目標】
—

推進項目② 受審事業者に対する助言・支援体制の強化

【整備目標】
受審事業者に対する個別支援の取り組みに向けた検討

【数値目標】
—

推進項目③ 「社協活動基本指針」に基づく個別評価・個別支援事業による社協活動の強化

【整備目標】
「社協活動基本指針」個別評価・支援事業の実施促進

【数値目標】
県内社協の50%

今後の推進方策	
方 向 性	内 容
継 続	<p>【実 績】 - 地域福祉権利擁護事業の充実強化に向けた要望書の作成及び県への提出 - 岡山県社協における苦情解決の仕組みの体制整備 - 各種研修や資料配布等を通じた市町村社協への周知 - 福祉施設「意見箱」設置事業や巡回訪問等による社会福祉法人、施設への周知</p> <p>運営適正化委員会からの提言に対し、関係部所で検討会を設けて今後の推進方策について検討する。</p>
継 続	<p>【実 績】 28% (8 社協 / 29 社協)</p> <p>インターネットを活用した情報開示が積極的に行われるよう、目標達成に向けて、各種会議や研修会等を通じて、周知・徹底をはかっていく。</p>
継 続	<p>【実 績】 - 市町村社協の法人運営・経営管理懇談会による課題整理と今後の方針設定 - 市町村社協経営研究会の発足</p> <p>市町村社協経営研究会（仮称）において、組織体制や人事労務のあり方等について検討を行い、それをもとに情報提供を行うとともに、経営支援部との連携のもと、専門相談（社労士・弁護士・会計士等）を活用しながら経営支援を行っていく。</p>
見 直 し	<p>【実 績】 社会保険労務士の確保による相談支援体制の強化等</p> <p>相談事例をもとに、ノウハウの共有化をはかるため、Q & Aにまとめて周知するとともに、専門家同士の連絡会議や運営委員会の機能強化により、総合的に支援することができる体制づくりに努める。</p>
休 止・廃 止	(H17年度をもって外部評価事業を終了)
休 止・廃 止	(H17年度をもって外部評価事業を終了)
休 止・廃 止	(H17年度をもって外部評価事業を終了)
休 止・廃 止	社協合併に伴い、基本指針の部分的な改訂が必要となっていることから、個別評価・支援事業の実施については当面見合わせることとする。

*方向性 「拡 大」：事業の必要性等が極めて高く、事業内容を拡大する取り組み
 「継 続」：事業の必要性が高く、計画どおりに推進する取り組み
 「見 直 し」：事業の必要性はあるが、事業内容や進め方などを見直す取り組み

「縮小・統廃合」：事業規模を縮小又は他事業と統合する取り組み
 「休 止・廃 止」：事業の必要性や効果・成果などが低いため、休止・廃止する取り組み
 「終 了」：所期の目標を達成したため、終了する取り組み

4

基本方針
福祉を支える人材の確保と資質向上

重点目標 1. 福祉サービスの質の向上に向けた効果・効率的な研修体制の確立

推進項目① 効果・効率的な研修体制の再構築

【整備目標】 生涯研修体系の確立	【数値目標】 —
---------------------	-------------

重点目標 2. 福祉の質を高める人材の育成

推進項目① 潜在する福祉人材の掘り起こし

【整備目標】 学生登録者の拡大	【数値目標】 年間 700 名→ 1,000 名
【整備目標】 有資格登録者の拡大	【数値目標】 100 名増
【整備目標】 採用件数の増	【数値目標】 年間 230 件→ 300 件

推進項目② 福祉職場における人材育成への取り組みの強化

【整備目標】 福祉職員生涯研修課程の指導者養成	【数値目標】 8 名→ 14 名
【整備目標】 第三者評価制度との連携による福祉職場の問題解決ができる人材の養成	【数値目標】 —

重点目標 3. 福利厚生制度の充実強化と加入促進による魅力ある職場環境づくりの推進

推進項目① 各種福利厚生制度の効率化・適正化に向けた検討

【整備目標】 共済制度と育成制度の一体的な推進に向けた検討	【数値目標】 —
----------------------------------	-------------

* 方向性 「拡大」：事業の必要性等が極めて高く、事業内容を拡大する取り組み
 「継続」：事業の必要性が高く、計画どおりに推進する取り組み
 「見直し」：事業の必要性はあるが、事業内容や進め方などを見直す取り組み

今後の推進方策	
方向性	内 容
終了	職員生涯研修を中心とした研修体系に基づき、継続的に福祉人材を養成する。また、研修会開催時のアンケートや各種別協との連携のなかで、研修ニーズの把握を行なながら、時代に即した自主研修メニューを開発する。
継続	養成機関（学校）関係者との連携強化や、マンパワー確保に向けた広報活動の充実をはかるとともに、県経営協・経営指導事業等との連携・協働により、労働環境の整備促進に取り組む。
継続	地域に潜在する有資格者や福祉職場経験者の掘り起こしに向けて、社会福祉公開セミナーの開催や効果的な広報活動を展開するとともに、県行政や関係機関、各種別協議会等との連携により推進方策を検討する。
継続	福祉職場が求める福祉人材を養成するため、資格取得に向けた講習会や面接講習会など、求職者の資質向上に向けた取り組みを継続して実施する。一方、県経営協・経営指導事業等との連携・協働により、労働環境の整備促進に取り組む。
継続	各事業所におけるOJT推進者を養成する観点からも、県経営協等の協力を得ながら、様々な分野・多職種による福祉職員生涯研修の指導者を計画的に確保し、体制整備をはかる。
拡大	福祉職場におけるOJT指導者や職場研修担当者等の養成を継続して展開する。併せて、各事業所における人材育成の推進体制や課題を把握していくなかで、効果的な研修体系の構築がはかれるよう支援する。
継続	改正保険業法や独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度の動向を視野に入れながら、今後も引き続き一體的な事業展開を目指す。 併せて、社会福祉法人福利厚生センターからの受託事業も含めて、社会福祉事業経営支援の一助を担える制度の確立を目指していく。

「縮小・統廃合」：事業規模を縮小又は他事業と統合する取り組み
 「休止・廃止」：事業の必要性や効果・成果などが低いため、休止・廃止する取り組み
 「終了」：所期の目標を達成したため、終了する取り組み

5

基本方針 地域福祉推進のための基盤・体制整備

重点目標 1. 効果・効率的な事業推進に向けた事務局体制の整備	
推進項目① 新総合福祉社会館を拠点に地域福祉を総合的に推進するための事務局機能の充実強化	
【整備目標】 事務局機構の整備	【数値目標】 —
【整備目標】 事業執行・管理体制の整備	【数値目標】 —
推進項目② 局内の情報管理・提供体制の整備	
【整備目標】 情報管理マニュアルの作成	【数値目標】 —
重点目標 2. 地域福祉の拠点づくりに向けた相談・情報提供機能等の強化	
推進項目① 総合相談機能の確立に向けた取り組み	
【整備目標】 新会館における総合相談体制の確立	【数値目標】 —
重点目標 3. 地域福祉推進のための財政基盤の強化	
推進項目① 公益事業の拡大による自主財源の確保	
【整備目標】 効率的運用体制の強化と自主財源の増強	【数値目標】 自主財源の増強（現状の 20% 増）
重点目標 4. 地域福祉推進の指導的な立場である事務局職員の資質向上	
推進項目① 目標管理制度への取り組み	
【整備目標】 岡山県社協のマネジメント能力の向上と事業執行の効率的運用体制の強化	【数値目標】 —
【整備目標】 職員研修の管理サイクルの徹底	【数値目標】 —

* 方向性
 「拡大」：事業の必要性等が極めて高く、事業内容を拡大する取り組み
 「継続」：事業の必要性が高く、計画どおりに推進する取り組み
 「見直し」：事業の必要性はあるが、事業内容や進め方などを見直す取り組み

「縮小・統廃合」：事業規模を縮小又は他事業と統合する取り組み
 「休止・廃止」：事業の必要性や効果・成果などが低いため、休止・廃止する取り組み
 「終了」：所期の目標を達成したため、終了する取り組み

今後の推進方策	
方 向 性	内 容
【実績】 部所の統廃合(4部5センター→3部5センター)	終了 当面の間、3部5センターの現体制で運営する。
【実績】 ・チーム制の導入 ・事業の進行管理・評価システムの確立	継続 PDCAサイクルの定着化や部所間の連携強化をより一層はかるため、チームリーダー（副部長・主査）を中心とした業務管理体制の確立に向けて条件整備を進める。
【実績】 ・情報管理マニュアルの作成 ・運営管理のための担当部所の明確化及び福祉情報班の設置	縮小 所期の目標を達成したため、福祉情報班を廃止する。今後は、担当部所により、マニュアルに基づき局内の情報管理を行うとともに、新たな課題への対応策について検討する。
【実績】 総合相談のあり方についての提言書の作成	見直し 高齢者サービス相談センターについて、平成20年度をもって廃止する方向性が岡山県から示されている中で、県域段階における役割や機能等について再検討する。
【実績】 100%増	拡大 自主財源の増強をはじめ、各種団体の助成金制度の活用等も含めた中期財政計画（3カ年）と短期財政計画（単年度）を策定し、財政基盤の確立を目指す。
【実績】 事業の進行管理・評価システムを通じた職員育成	継続 事業の進行管理・評価システムが職員に定着化してきた中で、今後は業務の成果や能力を基本とした人事管理システムの構築に向けた環境を整えていく。
【実績】 ・モラルサーベイによる現状把握 ・年度研修計画の策定及び職員研修の実施 ・人事管理システムを見据えた給与表の策定及び導入	継続 PDCAサイクルの徹底とあわせ、チームリーダーを中心としたOJTや集合・派遣研修を有効かつ計画的に活用し、引き続き職員育成に努める。

	重点事業	H16年度	H17年度	H18年度	
		事業実施率	事業実施率	事業実施率	実施事業数／総事業数
I. 福祉のまちづくりに向けた多様な県民参画の促進					
1. 地域住民の身近な生活圏での「県民参画」の促進		90%	90%	98%	57/58
① 小地域福祉活動の推進基盤の確保	○	92%	100%	100%	4/4
② 小地域単位での住民福祉活動の促進	○	50%	67%	100%	7/7
2. VO・NPO法人や社会福祉法人の福祉のまちづくりに向けた「県民参画」の促進		94%	91%	97%	28/29
① 市町村社協における総合的ボランティアセンター（プラットフォーム構想）の促進	○	67%	100%	100%	4/4
② 社会福祉法人の地域貢献活動の推進へ向けた取り組みの協働開発	○	100%	0%	100%	1/1
③ ボランティア・NPOの普及啓発		—	90%	100%	10/10
④ ボランティア・NPO、社会福祉法人等関係団体とのパートナーシップづくり		100%	100%	100%	6/6
⑤ ボランティア・NPOに関する広報・啓発・相談・支援の強化		100%	—	—	—
⑥ ボランティアコーディネーターの養成		100%	100%	100%	2/2
⑦ 総合ボランティアセンターの強化		100%	50%	—	—
⑧ 県民に対しての高齢者の社会参加等の周知広報・普及啓発の推進		75%	100%	75%	3/4
⑨ 福祉のまちづくりの実現に向けた関係機関・団体との協働事業の推進		100%	100%	100%	2/2
3. 計画づくりへの支援を通じた多様な「県民参画」の促進		0%	100%	100%	4/4
① VO・NPO法人や社会福祉法人との協働による地域福祉活動計画の策定推進	○	—	—	100%	3/3
② 県との協働による市町村地域福祉計画の策定に向けた支援	○	0%	100%	100%	1/1
③ 地域福祉活動計画・地域福祉計画策定に向けた支援体制づくり	○	—	—	—	—
4. 多様な福祉学習のノウハウ開発・提供による「県民参画」の促進		94%	93%	100%	14/14
① 福祉学習活動のプログラムの開発とその普及・啓発	○	89%	83%	100%	5/5
② 高齢者の社会参加の促進とすべての世代のふれあい交流事業		100%	100%	100%	1/1
③ 地域における活動リーダー（キーパーソン）の養成・育成		100%	100%	100%	8/8
II. 利用者本位の福祉制度の確立に向けた福祉サービス利用者のエンパワメントを活かせる環境づくりの推進		87%	100%	89%	32/36
1. 福祉サービス利用者保護・支援の仕組みづくりの促進		84%	100%	100%	19/19
① 地域福祉権利擁護事業の強化	○	43%	100%	100%	4/4
② 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度との連携による利用者支援	○	100%	100%	100%	2/2
③ 基幹的社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会との連携強化		100%	100%	100%	4/4
④ 地域福祉権利擁護事業の適正な運営の確保		100%	100%	100%	3/3
⑤ 生活支援員の資質向上		100%	100%	100%	1/1
⑥ 地域福祉権利擁護事業の支援に係る事務の簡素化に向けた検討		100%	—	—	—
⑦ 高齢者サービス相談センターの運営実施		100%	100%	100%	5/5
2. 福祉サービス利用に関する選択の仕組みづくりの促進		100%	100%	—	—
① 第二者評価事業の推進による福祉サービス事業者の情報公開の促進	○	100%	100%	—	—
3. 生活課題を抱えた地域住民の自立生活支援に関する取り組みの強化		91%	100%	76%	13/17
① 社会資源の整備と開発に向けた取り組みの強化	○	83%	100%	88%	7/8
② 生活福祉資金についての関係機関への周知		100%	100%	100%	1/1
③ 市町村社協職員の生活福祉資金についての理解促進		—	100%	33%	1/3
④ 生活福祉資金の適正な債権管理		—	100%	80%	4/5
III. 福祉サービスの質を高めるための社会福祉事業経営に関する指導及び助言・支援体制の強化		76%	82%	97%	30/31
1. 福祉サービス利用者と提供者の対等な関係づくりの推進		82%	90%	100%	11/11
① 福祉サービス事業所における苦情解決システムの確立	○	50%	67%	100%	5/5
② 苦情解決に携わる福祉従事者の資質向上		100%	100%	100%	1/1
③ 運営適正化委員会における苦情解決機能の強化		100%	100%	100%	3/3
④ 苦情解決システム普及のための広報・啓発活動の充実強化		100%	100%	100%	2/2
2. 社会福祉を目的とする事業経営の透明性の確保や管理能力向上へ向けた支援		92%	92%	92%	12/13
① 新社会福祉法人会計の財務管理と情報開示の促進	○	100%	100%	100%	6/6
② 市町村社協活動状況の一元的な把握		75%	—	—	—
③ 市町村社協の合併後の組織経営管理能力の向上に向けた支援	○	100%	80%	75%	3/4
④ 社会福祉施設経営指導事業「福祉施設経営相談室」の充実・強化	○	—	100%	100%	3/3
3. 福祉サービスの質を高めるための第三者評価事業等への取り組み		60%	60%	100%	3/3
① 第三者評価事業の推進のための基盤整備	○	60%	60%	—	—
② 受審事業者に対する助言・支援体制の強化		100%	33%	100%	1/1
③ 「社協活動基本指針」に基づく個別評価・個別支援事業による社協活動の強化	○	0%	—	—	—
④ ふれあいのまちづくり事業指定社協の事業評価による取組強化		80%	100%	100%	2/2

	重点事業	H16年度	H17年度	H18年度
		事業実施率	事業実施率	実施事業数／総事業数
4. 福祉サービス利用に関する選択の仕組みづくりの推進				
① 「介護サービス情報の公表」制度実施による介護サービス事業者の情報公開の促進	○	—	—	100% 4/4
IV. 福祉を支える人材の確保と資質向上				
1. 福祉サービスの質の向上に向けた効果・効率的な研修体制の確立		50%	0%	0% 0/1
① 効果・効率的な研修体制の再構築	○	100%	0%	—
② 市町村社協における専門員の資質等の向上を図る研修体系の構築		0%	—	0% 0/1
2. 福祉の質を高める人材の育成		95%	94%	91% 41/45
① 潜在する福祉人材の掘り起こし	○	92%	88%	82% 18/22
② 福祉職場における人材育成への取り組みの強化	○	100%	100%	100% 23/23
3. 福利厚生制度の充実強化と加入促進による魅力ある職場環境づくりの推進		83%	95%	100% 12/12
① 各種福利厚生制度の効率化・適正化に向けた検討	○	100%	100%	—
② 各種福利厚生制度への加入促進をはかるための広報・啓発活動の充実強化		0%	67%	100% 3/3
③ 岡山県民間社会福祉従事者共済制度の充実強化		100%	100%	100% 3/3
④ 岡山県民間社会福祉従事者育成制度の充実強化		100%	100%	100% 2/2
⑤ 独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設等退職共済事業の事務受託		0%	100%	—
⑥ 社会福祉法人福利厚生センター地方事務局の受託運営		100%	100%	100% 4/4
V. 地域福祉推進のための基盤・体制整備				
1. 効果・効率的な事業推進に向けた事務局体制の整備		92%	82%	90% 9/10
① 新総合福祉社会館を拠点に地域福祉を総合的に推進するための事務局機能の充実強化	○	75%	100%	—
② 局内の情報管理・提供体制の整備	○	100%	80%	80% 4/5
③ 第3次県社協活動強化計画（おかやまほっとプラン2）の進行管理		100%	67%	100% 3/3
④ 第4次県社協活動強化計画（おかやまほっとプラン）の策定		—	—	100% 2/2
2. 地域福祉の拠点づくりに向けた相談・情報提供機能等の強化		58%	91%	100% 6/6
① 総合相談機能の確立に向けた取り組み	○	0%	—	—
② 福祉資料室の整備		100%	100%	100% 1/1
③ インターネットを活用した情報提供の充実強化		0%	100%	100% 2/2
④ 福祉の普及・啓発活動の充実強化		75%	75%	100% 3/3
3. 地域福祉推進のための財政基盤の強化		75%	100%	100% 8/8
① 公益事業の拡大による自主財源の確保	○	100%	100%	100% 1/1
② 収益事業の拡大による自主財源の確保		50%	100%	100% 2/2
③ 会員・賛助会員の拡大による自主財源の確保		100%	100%	100% 1/1
④ 各種別協議会の事務分担金の継続的な見直し検討		0%	100%	100% 1/1
⑤ 共同募金をはじめとする民間財源を確保するための取り組み		100%	100%	100% 1/1
⑥ 公的資金の安定的な確保のための取り組み		100%	100%	100% 1/1
⑦ 事務事業の見直し		100%	100%	100% 1/1
4. 地域福祉推進の指導的立場である事務局職員の資質向上		60%	100%	100% 4/4
① 目標管理制度への取り組み	○	100%	—	100% 1/1
② 事務局職員研修の計画的な推進		0%	100%	100% 2/2
③ 人事管理制度の取り組みに向けた検討		100%	100%	100% 1/1
5. 法人経営・運営の透明性の確保に向けた取り組み		67%	100%	100% 6/6
① 法人運営・会計管理体制の強化		100%	100%	100% 1/1
② 会計・経理管理体制の整備		50%	100%	100% 2/2
③ 適正な入札・見積合せの実施に向けた検討		0%	100%	100% 1/1
④ 情報開示の取り組みに向けた検討		100%	100%	100% 1/1
⑤ 県社協福祉サービス苦情解決体制の充実強化		100%	100%	100% 1/1
6. 地域福祉を総合的に推進していくための組織体制の強化		100%	100%	100% 3/3
① 正副会長会議機能の強化		100%	100%	100% 1/1
② 理事会機能の充実強化		100%	100%	100% 1/1
③ 評議員会機能の充実強化		100%	100%	100% 1/1
7. 災害時危機管理体制の充実強化		100%	100%	100% 4/4
① 災害時における福祉救援活動のための事務局体制の整備		100%	100%	100% 4/4

(注) 重点事業：第3次岡山県社協活動強化計画「おかやまほっとプラン」に掲載している事業を示す。

おかやまほっとプラン

第4次岡山県社協活動強化計画

平成19年3月

発行：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

〒700-0807 岡山市南方2丁目13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」3階
TEL : 086-226-2822
FAX : 086-227-3566
e-mail : shakyo@fukushikayama.or.jp
<http://www.fukushikayama.or.jp/>